

よくあるご質問

1 給付対象について

問1 この給付金の対象者は誰ですか。

- 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することになっています。

問2 4月26日（基準日の前日）に子どもが生まれましたが、出生届は4月28日（基準日の翌日）以降に提出しました。この場合、生まれた子どもは給付対象にならないのでしょうか。

- 基準日（4月27日）以前に生まれた子どもについては、基準日の翌日（4月28日）以降に出生届を提出した場合も給付対象となります。
（なお、出生届は、お子様が生まれた日を含めて14日以内に提出いただく必要があります。）
- 4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

問3 基準日以降に亡くなった人は、給付対象となりますか。

- 世帯主が、基準日（4月27日）以降に、
 - ①申請を行うことなく亡くなられた場合
 - ・当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。
 - ・単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうことから、給付されません。
 - ②申請を行った後に亡くなられた場合
 - ・当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。
 - ・単身世帯の場合も、同様に相続の対象となります。

問4 事情により、4月27日（基準日）時点で、どの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない場合は、給付対象にならないのでしょうか。

- 基準日（4月27日）以前に、いずれの市区町村の住民基本台帳に記録されていなくても、基準日において、日本国内で生活していた方は、基準日の翌日（4月28日）以後、初めて住民基本台帳に登録した市区町村で給付する

こととなります。

問5 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付対象とならないのでしょうか。

- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護であることに関わらず、給付対象となります。
- 収入による条件はありません。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

問6 現在、豊中市に住んでいますが、事情により豊中市に住民票を移していません。この場合、豊中市からは給付されないこととなるのでしょうか。

【配偶者からの暴力を理由に、豊中市に避難している方】

- 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしており、その同伴者であって、基準日において豊中市内に居住しているが住民票を移していない場合、一定の要件を満たし、その旨を申し出たときには、豊中市において給付することとなります。
- 申し出に関する手続きなどは、2の問8をご覧ください。

【豊中市に所在する施設等に入所している児童等】

- 施設等に入所している児童等であって、事情により豊中市に住民票を移していない場合でも、豊中市において給付する場合があります。

問7 外国人は給付対象者となりますか。

- 住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。
- 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

問8 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。

- 4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となりますので、住民登録の手続きをしてください。

2 申請手続きについて

問1 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

- 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

問2 給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

- 申請方法は、本市から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）またはマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方式）があります。

問3 いつから申請を行うことができますか。

- 郵送申請方式は、5月25日（月）より、申請書を豊中市から順次お送りします。
- オンライン申請方式は、WEBサービス「マイナポータル」において、5月8日（金）から申請が可能となります。
※オンライン申請には、以下のものが必要となります。
 - ①マイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されたもの）
 - ②マイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号（英数字6文字以上16文字以内）
 - ③ICカードリーダー付きのパソコン又はカード情報を読み取り可能なスマートフォン

問4 申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

- 郵送申請方式、オンライン申請方式のどちらも令和2年8月31日（月）までとなります。

問5 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

- それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

（1）郵送申請方式

- ① 本人確認書類（世帯主の方のみ）

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート

ト、障害者（療育）手帳、官公署発行の身分証明書等の写し

② 振込先口座確認書類

「金融機関名・口座番号・口座名義人」が分かる

通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

(2) オンライン申請方式

振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

問6 オンライン申請にはマイナンバーカードが必要と聞いていますが、カード発行までどのくらいの時間がかかりますか。

- マイナンバーカードの発行には申込をしてから、通常は1か月程度で発行されますが、現在は、全国的にカード申請が増加していますので、これ以上の期間が必要になります。
- 現在、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、郵送での申請をおすすめしています。
- 給付金の申請書は、5月25日（月）より、豊中市から郵送で順次お送りする予定ですので、それまでお待ちください。

問7 マイナンバーカードは持っていますが、電子証明書の有効期限を過ぎています。この場合、オンライン申請はできるのですか。

- 電子証明書の有効期限を過ぎている場合は、更新の手続き後でなければ、オンライン申請はできません。
- 現在、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、市役所の混雑緩和にご協力をお願いしており、給付金の申請を、郵送によりしていただくようお願いいたします。

問8 配偶者からの暴力を理由に、豊中市に避難しています。豊中市で受給できる場合もあるとのことですが、具体的な手続きを教えてください。（1の問6関連）

- 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において居住している市区町村にその住民票を移していないものについては、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合には、当該市区町村において給付対象とします。

- 受給にあたっては、まずは、豊中市人権政策課（電話 06-6858-2502）までご相談ください。

問9 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

- 本人による申請が困難な方は、郵送での代理人による申請も可能です。
- 基準日（4月27日）時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方（※）による代理申請が認められます。
※民生委員、自治会長、親類の人等世帯主の身の回りの世話をしている方
- 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

問10 帰省などしていて、自宅に郵送された申請書が受け取れない場合はどうすればいいですか。

- 日本郵便の転送サービス（※）をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。
 - ※ インターネットでお申し込みができます。
<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>
 - ※ インターネットをご利用できない場合は、ご本人の本人確認書類・旧住所が確認できる書類（運転免許証、住民票等）を最寄りの郵便局へお持ちいただき、郵便局に備え置いている転居届に必要な事項を記載してお申し込みができます。
- また、申請書を受け取らなくても、マイナンバーカードをお持ちで電子証明書の登録をされている方は、オンライン申請が可能です。

問11 申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

- 特別定額給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報は、市個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分します。

問 12 オンライン申請を済ませたのですが、郵送の申請書が届きました。郵送の申請書も返送する必要があるのでしょうか。

- 申請書は、オンライン申請を済ませられた方にも送付しておりますが、オンライン申請を済ませられた方は郵送での申請は不要です。なお、郵送とオンラインの両方で申請された場合は、いずれか一方のみが有効となります。

3 受給の方法について

問 1 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、世帯主の本人名義の銀行口座への振込みとなります。

問 2 口座を持っていない場合、給付金はどのように受け取るのですか。

- できる限り口座を開設いただくようお願いします。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、現時点では、窓口における給付の予定はありません。
- やむを得ない事情で、口座をお持ちでない方については、口座への振り込み以外での方法による給付も実施予定ですが、給付金の支給まで事務処理が遅れる可能性があります。
- 詳しくは、追ってお知らせします。

問 3 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

- 法律により非課税になりますので、課税されません。

問 4 支給対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能ですか。

- 申請書にチェック欄を世帯員ごとに設けることとしており、希望しない旨をチェック欄に記入いただくことで、一部の世帯員について受給を辞退いただくことが可能です。

問5 給付はいつ頃ですか。

- 5月29日（金）から順次、給付を行います。
お支払いは、審査完了分から順次行います。市は申請書が届き次第、速やかに給付ができるように事務作業を進めますが、申請状況により、お支払いまで1か月以上を要する場合があります。また、申請書および添付書類に不備がある場合は、連絡・確認のため、さらに一定の時間が必要となります。

4 お問い合わせ先、その他

問1 手続き等わからないことについて、市に相談したいのですが、どこに相談すればよいでしょうか。

- 5月7日（木）に、特別定額給付金に関するお問い合わせ専用のコールセンターを設置しています。

豊中市特別定額給付金コールセンター

電話番号：06-6151-5181

応答時間：9:00～17:15（土、日、祝日を除く）

※ただし、5月9日（土）、10日（日）は開設します。

- また、相談受付については、総務省においてもコールセンターを設置しています。

総務省コールセンター

連絡先 0120-260020

応対時間 9:00～18:30（平日、休日問わず）

問2 市役所に、申請書の提出や現金給付のための窓口は設置されますか。

- 豊中市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市役所に人が殺到することを避けるため、窓口を設置する予定はありません。